

実務研究

日本税務会計学会
平成24年7月 月次研究会



福田浩彦 [日本橋]

復興特別所得税・復興特別法人税

はじめに

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といふ)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設された。

「復興特別所得」とは、平成25年から平成49年までの25年間、「復興特別法人税」は、指定期間(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間)内に最初に開始する事業年度から、原則として、同日以後3年間課税される。

1 復興特別所得税

(1) 復興特別所得税の概要
復興特別所得税の課税対象は、各年分の基準所得税額となり、外国税額控除の適用がある場合には、外国税額控除額を控除する前の所得税額となる(復興財源確保法9①、10)。

そして、復興特別所得税額は、基準所得税額×2・1%で計算した金額となる(復興財源確保法13)。

(2) 所得税及び復興特別所得の納付・還付
所得税及び復興特別所得の申告書を提出した人

は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した納付すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を納付することになり(復興

得を支払う際、その所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、その法定納期限までに、これを納付することになる(復興財源確保法28)。そして、源泉徴収した所得税と復興特別所得税は、その合計額を所得税徴収高計算書(納付書)により納付すること

2 復興特別法人税

(1) 復興特別法人税の概要
復興特別法人税の課税の対象となる事業年度(以下「課税事業年度」といふ)は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(以下「指定期間」といふ)内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされ(復興財源確保法40①、45①)、復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされている(復興財源確保法47①)。

そして、復興特別法人税の額は、課税標準法人税額×10%で計算した金額となる(復興財源確保法48)。

(2) 法人における復興特別所得の取扱い
① 原則
内国法人が各課税事業年度において課される復興特別所得税の額は、法人税の額から控除する所得税の額の取扱いに準じて、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除される(復

されて(復興特別所得税に関する省令6④)。
(5) 法定調査
「給与所得の源泉徴収票」や「利子等の支払調書」等の法定調査書の「源泉徴収税額」欄には、所得税と復興特別所得税の合計額を記載する(復興特別所得税に関する省令7)。

人税申告書を提出することにより、復興特別所得税の額の還付を受けることができる(次の③③参照)。

③ 申告及び納付等

① 申告
法人は、法人税の申告書の提出期限までに、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければならない。ただし、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はない(復興財源確保法53①)。

② 納付
復興特別法人税の額があるときは、復興特別法人税申告書の提出期限までに、その復興特別法人税を国に納付する必要がある(復興財源確保法55)。

③ 復興特別所得税額の還付
控除をされるべき復興特別所得税の額で、復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがあるときは、その控除しきれなかった復興特別所得税の額の還付を受けることができる(復興財源確保法53①、56)。

また、課税標準法人税額がない場合においても、控除をされるべき復興特別所得税の額があるときは、復興特別法人税申告書を提出することにより、その復興特別所得税の額の還付を受けることができる(復興財源確保法54、56)。

解散した内国法人である普通法人又は協同組合等(以下「内国普通法人等」といふ)であって、清算所得に対する法人税を課されるものの取扱いは次のとおりとなる。

① 復興特別法人税の申告

復興特別法人税が課される基準法人税額は各事業年度の所得に対する法人税の額とされており(復興財源確保法44)、清算所得に対する法人税の額は基準法人税額とならない。

そして、課税標準法人税額は基準法人税額とされる(復興財源確保法47②)ことから、復興特別法人税の課税標準である課税標準法人税額がないこととなるので、復興特別法人税申告書を提出する必要はない(復興財源確保法53①)。

② 復興特別所得税額の控除又は還付
清算所得に対する法人税を課されている平成22年9月30日以前に解散した内国普通法人等(以下「内国普通法人等」といふ)であって、清算所得に対する法人税を課されるものの取扱いは次のとおりとなる。

③ 復興特別所得税額の還付
控除をされるべき復興特別所得税の額で、復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがあるときは、その控除しきれなかった復興特別所得税の額の還付を受けることができる(復興財源確保法53①、56)。

① 復興特別法人税の申告
復興特別法人税が課される基準法人税額は各事業年度の所得に対する法人税の額とされており(復興財源確保法44)、清算所得に対する法人税の額は基準法人税額とならない。

② 復興特別所得税額の控除又は還付

清算所得に対する法人税を課されている平成22年9月30日以前に解散した内国普通法人等(以下「内国普通法人等」といふ)であって、清算所得に対する法人税を課されるものの取扱いは次のとおりとなる。

③ 復興特別所得税額の還付
控除をされるべき復興特別所得税の額で、復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがあるときは、その控除しきれなかった復興特別所得税の額の還付を受けることができる(復興財源確保法53①、56)。

まとめ

復興特別所得税は、納付・還付、源泉徴収及び法定調査等の取扱いで所得税と合計額で計算、作成することが前提になっている。そして、法人においては、復興特別所得税と所得税との合計額で源泉徴収されたものをそれぞれの税に按分計算することとされている。

この制度と同様に、本来の課税事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度についての復興特別所得税の額は法人税の額から控除することができ、復興特別法人税の申告書の提出が省略できることとなる。